令和2年度

木材産業課関係補正予算の概要

令 和 2 年 1 2 月

林野庁

目 次

			頁
1	合板	・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策<一部公共>———	.1
	うち	木材産業国際競争力強化対策	2
	うち	木材製品等の輸出支援対策等	3
	うち	木材製品の消費拡大対策等	4

合板·製材·集成材国際競争力強化·輸出促進対策<一部公共>

【令和2年度第3次補正予算額 36,265,200千円】

く対策のポイント>

木材製品の国際競争力の強化、新たな農林水産物の輸出目標の達成に向けて、加工施設の大規模化・高効率化、他品目への転換や木材製品の高付 加価値化等を支援するとともに、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、間伐材生産等を支援します。さらに、非住宅分野等における木材製品の 消費拡大や新技術の実証とともに、輸出先国のニーズに対応した性能検査・実証、販売力強化を担う経営者層の育成などを支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加(30百万㎡「平成29年]→40百万㎡「令和7年まで])

く事業の内容>

1. 木材産業国際競争力強化対策

14,701,000千円

①木材産業の輸出促進・体質強化対策

(3、4の事業の一部事業費を含む)

合板・製材・集成材工場等が行う輸出拡大に資する高付加価値化、大規模化・高 **効率化**(省人化・省力化等コロナ対策に資する施設導入を含む)、他品目転換等を 支援します。

②原木の低コスト供給対策

大径材を含む原木を低コストで安定的に供給するため、路網の整備・機能強化、高 性能林業機械の導入や間伐材生産等を支援します。

2. 森林整備事業 <公共>

15,800,000千円

幹線となる林道の整備と搬出間伐等を実施し、原木を低コストで安定的に供給します。

3. 木材製品等の輸出支援対策 等

870,000千円

輸出拡大にも資する販売力強化に向けた人材育成や労働安全衛生対策の強化の取 組を支援します。また、**輸出先国のニーズ・規格等に対応した製品開発や性能検査・実** 証、輸出先国への重点プロモーション活動、きのこ等の生産施設整備等を支援します。 このほか、輸出する木材の合法性確認システム構築のための調査等を実施します。

4. 木材製品の消費拡大対策 等

4,894,200千円

非住宅分野等の外構部も含めた木造化・木質化等を推進します。 伐採・造林作業の 自動化・遠隔操作技術の導入・実証、木質燃料の品質向上に資する施設整備等を支 援します。

<事業の流れ>



く事業イメージン

体質強化計画

川上との安定供給に係る協定締結等に取り組む工場等に対して重点的に支援

有機的

に連携

木材産業の輸出促進・体質強化対策

- 大規模・高効率化や低コスト化、大径材 活用に向けた木材加工流通施設の整備
- 工場間連携や他品目への転換
- 輸出に資する高度加工処理施設の整備





原木の低コスト供給対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械導入、 間伐材生産等

森林整備事業(公共)







高性能林業機械導入

木材製品等の輸出支援対策等(林業経営体・林業労働力強化対策)

輸出拡大に資する販売力強化等の経営者層の育成、労働安全衛生対策の強化

木材製品等の輸出支援対策 等

- •輸出先国のニーズや規格 基準に対応した技術開発 や性能検査・実証
- 輸出先国への重点プロモ ーション活動等
- 輸出拡大に資するきのご等 の牛産施設整備
- 輸出する木材の合法性確認 システム構築のための調査等



輸出先国の規格 基準に対応した 性能検査

木材製品の消費拡大対策 等

- JAS構造材の普及・実証
- CLT建築等の実証や 木質建築部材の技術 開発等



- 外構部への木材の 実証的利用の推進
- 非住宅建築物等
- 伐採・造林作業の自動化・遠隔操作技術 等の導入・実証
- 革新的な森林づくりに向けた異分野技術導 入の促進・実証
- 木質バイオマス燃料品質向上施設の整備等

「お問い合わせ先」林野庁計画課(03-6744-2300)

【令和2年度第3次補正予算額 14,701,000千円の内数】 (木材製品等の輸出支援対策等、木材製品の消費拡大対策等の事業費の一部を含む)

<対策のポイント>

林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成する「体質強化計画」に基づき、林業・木材産業の生産・流通・加工コストの一体的な削減に向けた 生産性向上や競争力のある製品生産への転換等の取組を支援します。

く事業の内容>

1. 木材産業の輸出促進・体質強化対策

○ 合板・製材・集成材工場等が行う輸出拡大に資する木材製品の高付加価値化、工場等の大規模化・高効率化や低コスト化を図るための木材加工流通施設の整備(省人化・省力化等コロナ対策に資する施設導入を含む)、工場間連携や他品目への転換等を支援します。

2. 原木の低コスト供給対策

○ 原木を低コストで安定的に供給するため路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入や間伐材生産等に対し支援します。

<事業の流れ>



く事業イメージン



[お問い合わせ先]

(1の事業について) 林野庁木材産業課(03-6744-2290) (2のうち、路網整備について) 林野庁整備課 (03-6744-2303) (2のうち、高性能林業機械について) 林野庁経営課 (03-3502-8055) (2のうち、間伐材生産について) 林野庁整備課 (03-3502-8065)

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策のうち 木材製品等の輸出支援対策等

1, 2①、②, 3【令和2年度第3次補正予算額 870,000千円】 23【令和2年度第3次補正予算額 14,701,000千円の内数】

く対策のポイント>

輸出に向けた木材製品の国際競争力強化のため、輸出拡大に資する林業経営者の育成や労働安全衛生対策の強化、労働力の確保・育成、輸出先国の ニーズに応じた製品・技術開発、販路開拓、特用林産物の産地形成を図るための生産施設の整備等を支援します。また、輸出先国の木材製品等の利用状況 等調査や輸出に向けた木材の合法性確認システム構築のための調査等を実施します。

く事業の内容>

1. 林業経営体・林業労働力強化対策

- ① 木材製品の国際競争力強化等を見据えた林業経営に関する研修等を行い、 木材の有利販売や輸出等の課題に対応し得る経営者層の育成を支援します。
- ② 労働安全衛生装備・装置の導入、研修等を行い、林業労働力の確保に向けた 安全で衛生的な職場づくりを支援します。

2. 木材製品等の輸出支援対策

- ① 輸出先国のニーズや規格基準に対応した製品・技術開発や性能検査・実証を 支援します。
- ② 付加価値の高い木材製品の海外販路構築のため、ターゲットとする輸出先国に 応じた販路開拓・プロモーション活動を支援するとともに、輸出先国の木材製品等の 利用状況や市場規模等の調査、木材製品等のブランディングとPRツールの作成等 を実施します。
- ③ きのご等特用林産物の国際競争力の強化、輸出促進に向けた産地形成を図る ため、輸出品目の高付加価値化等に必要な生産施設の整備等を支援します。

3. 「クリーンウッド」利用推進事業

クリーンウッド法の定着実態調査及び輸出する木材の合法性確認の信頼性向上 に向けたシステム構築のための調査・普及を実施します。

く事業の流れ>



く事業イメージ>

林業経営体・林業労働力強化対策



集合研修により輸出等 に必要な知見を提供



製品事業者との連携等、販売 力強化に関する研修の実施



携帯圏外でもチャットや SOSが発信可能な装備

木材製品等の輸出支援対策



輸出先国の規 格基準に対応 した性能検査



日本産木材製品のPR



きのこ生産施設の整備

「クリーンウッド」利用推進事業





合法性の確認の実施状況の調査



信頼性 透明性を向上

システム構築のための調査

「お問い合わせ先〕

(1の事業、2の③の事業) 林野庁経営課

(03-6744-8048)

(2の①の事業)

林野庁木材産業課(03-6744-2295)

(2の②、3の事業)

林野庁木材利用課(03-6744-2120)

1,2【令和2年度第3次補正予算額 4,894,200千円】 3【令和2年度第3次補正予算額 14,701,000千円の内数】

く対策のポイント>

輸出に向けた木材製品の国際競争力を高めるため、木材製品の生産力の向上を支える非住宅分野等における消費拡大を支援します。また、木材製品の国際競争力強化のため、林業分野における新技術の開発を支援します。また、林地残材の利用拡大のため、高品質な木質燃料製造施設等の整備を支援します。

く事業の内容>

1. 木材製品の消費拡大対策

- ① CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。
- ② 木質建築部材に関して、製造コストの縮減や建築物の設計・建築に合理的に活用する技術の開発に向けた試験等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。
- ③ JAS構造材(製材、CLT、LVLなど)を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS 構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者(建築業者)が、 木造非住宅分野を中心にJAS構造材等を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材等の調達費の一部を支援します。
- ④ これまで木材があまり使われていない非住宅及び住宅の外構部について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

2. 林業分野における新技術推進対策

先進的林業機械を活用し、伐採・造林作業の自動化や遠隔操作技術を進めるとともに、当該機械を中心とした作業システムを事業規模で実証し、現場の実情に応じて改良する取組を支援します。

また、造林分野の課題解決のための異分野技術の導入実証や低コスト造林モデルの普及促進を実施します。

3. 木質バイオマス燃料品質向上施設整備

木質燃料製造施設におけるチップ選別機や燃料乾燥機等の品質向上に資する施設や、品質の向上した木質燃料を利用するボイラー等の施設の整備を支援します。

く事業イメージン

木材製品の消費拡大対策





CLTを活用した設計・ 建築等の実証

木質建築部材の 技術開発



非住宅分野等の建築物への JAS構造材等の活用



木材の新たな需要先として見 込まれる木製塀等の普及

林業分野における新技術推進対策





自動化・遠隔操作技術の実証等





低コスト造林モデルの普及促進





企業、ベンチャー等 造林関係者 異分野技術の導入実証

木質バイオマス燃料品質向上施設整備





木質燃料の品質向上に資する施設等の整備

[お問い合わせ先]

(1の①~③事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)

(1の④の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

(2の事業) 林野庁研究指導課(03-3501-5025)

(3の事業) 林野庁木材利用課(03-6744-2297)